



暮らしの情報箱

市役所 代表☎(24)2111番

お知らせ

税務課から

家屋の異動に関する変更届出
 固定資産税は毎年1月1日
 現在に資産を所有している方
 に課税されます。

売買や相続、贈与などによ
 り家屋の名義が変更になった
 時、また家屋の全部又は一部
 を取り壊した時は、届出が必
 要となります。

登記されている家屋は法務
 局へ、未登記の家屋は市へ必
 ず届出をしてください。

この届出がないと固定資産
 税課税台帳の変更が行われず、
 前年と同様の課税となります
 のでご注意ください。

また、建物等を新築(増築)
 した場合も同様に届出をお願
 いします。

償却資産の耐用年数が変わ
 りました

平成20年度の税制改正で機
 械及び装置を中心に、資産区
 分の見直し、耐用年数の変更
 が行われました。詳細は、市
 ホームページをご覧ください。
 問い合わせください。

なお、12月末に発送する償
 却資産の申告書に耐用年数に
 関する資料を同封します。

☎内線 296・297番

請求書の提出は 12月5日(金)までに

12月に支払う商店等の債務
 について、早めに精算したい
 と計画しています。市役所各
 担当課への請求書の提出は、
 早めにされますようお願いし
 ます。

なお、12月に入ってから債
 権が確定したもので、支払を
 急ぐものは、各担当課にその
 旨を伝えて請求書を提出くだ
 さい。順次支払います。

☎内線 237・236番

年末年始のごみ収集

一般ごみ・資源ごみ

年末 12月30日(火)の収集

地区まで

年始 1月5日(月)から平

常どおり

環境生活課廃棄物対策係

☎内線 278番

工業統計調査

製造事業所の皆さんへ

本年も工業統計調査を12月
 31日現在で行いますので協力
 をお願いします。

工業統計調査は、製造業を
 営む事業所を対象として、一
 年間の製造活動を調査するも
 のです。

調査の実施にあたっては、

市税等の納期

区 分	納 期	問い合わせ先
国民健康保険税第6期	12月25日(木)	税務課市民税係 ☎内線 238・306番
介護保険料第6期		高齢者福祉課介護保険係 ☎内線 462番
後期高齢者医療保険料 第6期		市民課医療給付係 ☎内線 321・467番

移動相談窓口(納税・市営住宅使用料等)

日 時	場 所	問い合わせ先
12月25日(木) 17時30分～ 20時	市役所 みどり保育所(緑5) 落石町新興会館(落3) 南が丘団地公営住宅集会所(南3) 落石1丁目団地コミュニティー ルーム(落1 1号棟1階) 道営住宅学園団地集会所(落4)	税務課納税係 ☎内線 244・294番 建築住宅課住宅管理係 ☎内線 274・395番

本年12月から来年1月にか
 けて調査員がお伺いします。
 なお、調査票に記入した内
 容は、統計法に基づき秘密が
 厳守されますので、正確な記
 入をお願いします。

☎内線 214番



年金係から

失業(離職)等による保険料免除申請

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合、申請し前年所得の審査を受け承認されると保険料が免除される制度があります。

今年度又は前年度に失業(離職)された方は、その事実が確認できる公的機関の証明書を提示することで本人にかかる所得審査が省略されます。

ただし、配偶者や世帯主の所得も審査の対象となりますので、配偶者か世帯主どちらかの所得が基準を上回ると、離職された本人も免除は受けられません。

手続きに必要なもの
 ・年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの
 ・印鑑(本人が署名する場合不要)

・1月1日以降に他の市区町村から転入された方(配偶者・世帯主も含む)は、前年の所得状況を証明するもの(各種控除内容が記載された所得証明書)
 ・失業の事実を確認できる公

的機関の証明書、「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」など

追納について

保険料免除が承認された期間は、定額保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなってしまう。そこで、生活にゆとりができたときは10年前までさかのぼって免除された保険料を納めることができる「追納」をお勧めします。(一部免除が承認された期間において、保険料を納付しなかった期間については追納できません)

追納することにより、定額保険料を納付した場合と同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。

ただし、3年度目以降の期間を追納するときは、当時の保険料に加算金がかかります。

保険料免除や追納を希望される方は国民年金係で申請をしてください。

国民課国民年金係

☎内線 230・228番



林道大山線 冬期間の通行制限

大山山頂に至る林道大山線のうち、新生側の道路は冬期間通行止めとなります。また、スキー場側の道路は18時から翌朝9時まで通行止めとします。

期間は、12月1日(月)から3月31日(火)を予定していますが、降雪等の状況により期間の変更もありますので注意ください。

圃農政林務課農林整備係

☎内線 253・307番

道路の通行止め

次の箇所、冬期通行止めを実施します。なお、降雪状況により、期間を変更する場合があります。

道道

・丸瀬布上渚滑線 上渚滑町上立牛40ゲート～上渚滑町中立牛ゲート 9.8 km

・和訓辺上渚滑線 上渚滑町和訓辺294～上渚滑町和訓辺104

1 5.2 km

・和訓辺渚滑(停)線 渚滑町宇津々563-12～渚滑町宇津々

Vol.22

みんなが幸せな社会のために

～男女共同参画をめざして～

男と女性が、職場で、地域で、家庭で、個性と能力を発揮できる「共同参画社会」を実現させましょう!

Q 育児や介護を行う労働者の転勤に関する配慮があると聞きましたが、どんな配慮があるのでしょうか?
 A 事業主は、雇用する労働者の配置の変更で就業場所の変更を伴う転勤をさせようとする場合において、該当する労働者の育児や介護の状況に配慮し、労働者が育児や介護を行うことが困難とならないように留意しなければなりません。(育児・介護休業法第26条)

配慮する事例

- ・労働者の子の養育又は家族の介護の状況を把握すること
- ・労働者本人の意向を考慮すること
- ・就業場所の変更を行う場合は、子の養育又は家族の介護の代替手段の有無の確認を行うこと



企画調整課企画係 ☎内線 221番

498-1ゲート 1.8 km
 期間 12月26日(金)11時～
 4月30日(木)11時

期間 12月1日(月)11時～
 4月10日(金)10時
 圃道道
 網走土木現業所紋別出張所
 ☎(24)2196番

市道

・花園第8号線(墓園外周)
 大山町4丁目24～大山町4丁目28 0.3 km

期間 12月1日(月)11時～
 3月15日(日)10時

・シブノツナイ線(旧道道紋別空港線) 沼の上179～沼の上35-1 3 1.7 km



市道
 市役所土木課維持係
 ☎内線311番